

第 238 回： 年末調整と定額減税の精算

令和 6 年も残りわずかとなりました。これから年末にかけて忙しくなる時期ですが、同時に「年末調整」の時期でもあります。

令和 6 年は、定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されており、年末調整の際には、年末調整時点での定額減税額（年調減税額）に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

■誰が対象となるのか？

年末調整の対象となる人のうち、合計所得金額が 1,805 万円以下の居住者が年調減税の対象となります。

■いくら減税されるのか？

本人の他、同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 3 万円減税されます。

■どのようなときに年調減税額が変わるのか？

同一生計配偶者と扶養親族の人数は、月次減税時に確認していますが、年調減税時に下記の変更がある場合には再計算されます。

※扶養親族には、所得税の扶養条件とは異なり、16 歳未満も含まれます。

- ・同一生計配偶者、扶養親族が増加、減少した場合
- ・同一生計配偶者、扶養親族の合計所得金額が 48 万円を超えた場合

(例) 6 月 1 日時点での同一生計配偶者と扶養親族の人数：3 名の場合

年末調整時点での同一生計配偶者と扶養親族の人数	年調減税額	月次減税額	月次減税額との差額
◇6 月 1 日時点から変更なし：3 名	12 万円	12 万円	±0 万円
◇6 月 2 日以降に子どもが生まれた場合：4 名	15 万円	12 万円	+3 万円
◇同一生計配偶者の合計所得金額が 48 万円を超えた場合：2 名	9 万円	12 万円	-3 万円

※月次減税額と年調減税額との間に差額が生じる場合には、年末調整時に精算が行われることとなります。

■同一生計配偶者と扶養親族の人数を正確に把握するために...

令和 6 年分は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-044_01.pdf) が追加されていますので、対象の方は申告漏れのないようご注意ください！

年調減税の対応は、従業員の税負担を軽減するために重要な業務です。

年調減税の対象者を正確に把握し、適切な年調減税額を計算するために、年末調整の時期までに、年末調整に係わる従業員から必要な書類を受領し、年末調整の書類と一緒に提出しましょう。

ご質問や詳しい内容については、当事務所までお気軽にご連絡ください。